

大田区ごみ減量施策に係る調査・影響分析及び施策立案支援等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

ごみ減量施策の一つである家庭ごみ有料化について、他自治体の導入事例の調査や、導入した場合の本区における影響を分析し、その分析結果を踏まえた効果的な施策の立案を行う。これに向け、民間事業者等が有する知識や技術、経験等多くの有益な提案を広く公募することとし、委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである）。

2 委託業務概要

（１）件名

大田区ごみ減量施策に係る調査・影響分析及び施策立案支援等業務委託

（２）業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

（３）履行期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（４）事業費限度額

8,500,000 円（税込み）

3 応募資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- （１）各地方自治体が定める家庭ごみ有料化事業または関連したコンサルタント業務を元請（ただし、ＪＶの場合は代表者に限る）として受託した実績を有すること。
- （２）東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。
- （３）共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書を提出することが可能であること。
- （４）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- （５）このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中ではないこと。
- （６）大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。

- (7) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (8) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。

4 担当課

大田区資源環境部ごみ減量推進課事業推進担当（事業計画）

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号（大田区役所 8 階 21 番窓口）

電話 03-5744-1628 FAX 03-5744-1550

E-mail s-gomigen@city.ota.tokyo.jp

5 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

内 容	期 日
実施要領公表（区ホームページによる）	令和 7 年 6 月 23 日（月）
参加申込み	令和 7 年 6 月 23 日（月）から 令和 7 年 7 月 8 日（火）17 時まで
質問の受付	令和 7 年 6 月 23 日（月）から 令和 7 年 6 月 30 日（月）17 時まで
質問に対する回答	令和 7 年 7 月 4 日（金）予定
提案書類受付	令和 7 年 6 月 23 日（月）から 令和 7 年 7 月 15 日（火）17 時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和 7 年 7 月下旬予定
第二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月下旬予定
第二次審査結果通知	令和 7 年 8 月中旬予定

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

6 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本業務の内容、企画提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式 7）を上記「4 担当課」宛に電子メールで提出すること。

件名に「プロポーザル質問【事業者名】」と記載すること。

なお、メール送信後、着信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和7年6月23日(月)から令和7年6月30日(月)17時まで

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、一覧化し、以下のとおり閲覧に供する。

なお、個別対応不可とし、回答公表時、質問者名は非公開とする。

ア 公開場所

大田区ホームページ (<https://www.city.ota.tokyo.jp>)

イ 公開期間

令和7年7月4日(金)以降を予定

7 応募方法

(1) 提出資料

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の必要書類を作成し、来庁する日時を事前連絡のうえ、受付期間内にすべて紙文書により提出すること。

なお、「オ 企画提案書(副本)」について、プレゼンテーション・ヒアリング実施の際に映写資料として使用するため、あわせて電子メールにてPDFデータを送付すること。

ア 参加申込書(様式1) 1部

イ 会社概要書(様式2) 11部(正本1部、副本10部)(※)

ウ 業務実績調書(様式3) 11部(正本1部、副本10部)(※)

エ 東京都電子自治体競争入札参加資格審査受付票の写し 1部

オ 企画提案書の提出について(様式4) 1部

カ 企画提案書 11部(正本1部、副本10部、電子1ファイル)(※)

キ 経費見積書(様式5) 11部(正本1部、副本10部)(※)

事業限度額内とすること。

ク 実施体制・予定技術者調書(様式6) 1部(正本1部、副本10部)(※)

(※)副本は、参加者を特定できるような文言、社名、代表者、会社ロゴ等を記載しないこと。

(2) 提出期限

7(1) アからエの(正本のみ) 令和7年7月8日(火)17時まで

7(1) イ、ウの副本及びオからク 令和7年7月15日(火)17時まで

(3) 提出先

「4 担当課」宛

(4) 参加資格の欠格事由

参加申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者

に対して書面によりその旨通知する。

8 企画提案書の作成

(1) 業務の趣旨、内容

別紙仕様書（案）参照

(2) 企画提案書の作成要領

次の内容を次の順番で記載すること。

No.	項 目	記載内容・記載上の留意事項
1	本事業への取組方針	本委託業務の目的を達成するための基本的な考え方や実施方針について ・東京 23 区における清掃事業の沿革や収集作業に係る雇上形態等について理解していること。 ・本区ならではの住民・地域特性や清掃・リサイクル事業の実態を理解していること。 上記内容を踏まえた上で、導入した場合の本区における影響を分析し、効果的な施策の立案等に関して具体的に記載すること。
2	スケジュール	事業計画を記載すること。
3	業務の実施方法及び提案事項	上記 1 「本事業への取組方針」および仕様書に基づき、業務の実施方法について提案を行うこと。提案の中には「ごみ・資源の今後の見通し」、「研究・分析方法や工夫点」、「貴社の研究・分析結果に沿った多様な視点からの施策提案（家庭ごみ有料化の方法）」について、特に具体的に記載すること。また、提案内容を裏付ける実績等があれば合わせて記載すること。
4	その他	本業務に関する上記以外の提案、創意工夫などあれば記載すること。

※企画提案書は、日本工業規格 A 4 判とし、任意書式にて作成すること。

※審査資料として用いるため、提案者を特定できる表示はしないこと。

※企画提案書の差し替え及び再提出は原則認めない。提出された書類は返却しない。

9 審査方法

(1) 候補者の選定は、「大田区ごみ減量施策に係る調査・影響分析及び施策立案支援等業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) 第一次審査（書類審査）

参加資格を有する事業者の提案書類を審査し、基準を満たした事業者（上位 3 社）を選定する。第一次審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して書面で通知する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

書類審査を通過した事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行

う。

なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。

ア 当該審査は令和7年8月初旬に、大田区内で開催を予定している。詳細については該当事業者に別途通知する。

イ 当該審査における説明は、提出済みの企画提案書に加え、A4判1枚（両面印刷可）を当日の追加資料として委員に配布することができる。

なお、提案者を特定できる内容について発言してはならない。

ウ 参加人数の上限は3名とし、原則、説明者は当委託業務の管理責任者が行うこととする。

エ 説明時間は15分、質疑応答は10分程度とする。

オ 審査項目は次のとおりとする。

（ア）プレゼンテーション

（イ）質疑応答

（ウ）全体評価

10 選定結果の通知・公表

（1）選定委員会において、第一次、第二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1社選定する。

（2）選定結果は、第二次審査参加事業者に対し書面にて通知し、大田区ホームページで公表する。（令和7年8月中旬発送予定）。

なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

11 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

12 その他

（1）プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

（2）提出した企画提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。

（3）企画提案書等に記載した実施体制・担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。

- (4) 企画概要について必要に応じて公表することがある。
- (5) 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、使用してはならない。
- (6) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。
- (8) 申込み後、辞退する場合は、辞退届（様式 8）を提出するものとする。